

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している世帯
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の世帯

◆支給対象児童は、平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童です。

ただし、

- 「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- 生活保護の受給者となっている児童

などは除きます。

●支給額

・対象児童1人につき10,000円

表1

【児童手当の所得制限限度額】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)※1	917.8万円
夫婦子2人(3人)※2	960万円

※1《例》夫(収入あり)+妻(扶養)+子ども1人(扶養)

※2《例》夫(収入あり)+妻(扶養)+子ども2人(扶養)

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。

ただし、

- 課税されている人に生活の面倒を見てもらっている(扶養されている)場合
- 生活保護の受給者である場合

などは除きます。

《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人

※2 平成26年1月分の手当等を受給している人

●支給額

・1人につき10,000円(上記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算)

表2

【住民税が課税されない収入の目安】

区分		非課税限度額	
給与所得者	単身	93万円	
	扶養1人	138万円	
	扶養2人	166万円	
	扶養3人	194万円	
公的年金受給者	単身	65歳未満	98万円
		65歳以上	148万円
	扶養1人	65歳未満	143万円
		65歳以上	193万円

申請方法

申請先：健康福祉課

申請期間：子育て世帯臨時特例給付金 6月9日(月)～20日(金)
臨時福祉給付金 7月1日(火)～18日(金)

木曜日は19:15まで
窓口延長受付

提出書類：申請書

持参物：本人確認書類、入金する口座の通帳、加算の対象となることがわかる書類

受取方法：申請書に記載した指定口座に入金されます。

●申請方法に関する問い合わせ

健康福祉課 福祉係【☎028(677)1112】

●制度に関する問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル【☎0570(037)192】

対象と思われる世帯、個人には申請書を郵送します。必ず申請を行ってください。

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金について

健康福祉課福祉係【☎028(677)1112】

国では、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯と低所得世帯の家計への負担を減らすため、給付金を交付します。

受け取ることができる給付金は、2つのうちどちらか1つです。受け取るには申請が必要です。なお、給付金を受け取れる可能性のある人で住民税の申告が済んでいない人は、お早めに申告してください。

子育て世帯臨時特例給付金

中学生以下の子どもを持つ児童手当を受給している世帯に交付します。

交付金額：対象児童1人につき10,000円
申請期間：6月9日(月)～20日(金)

臨時福祉給付金

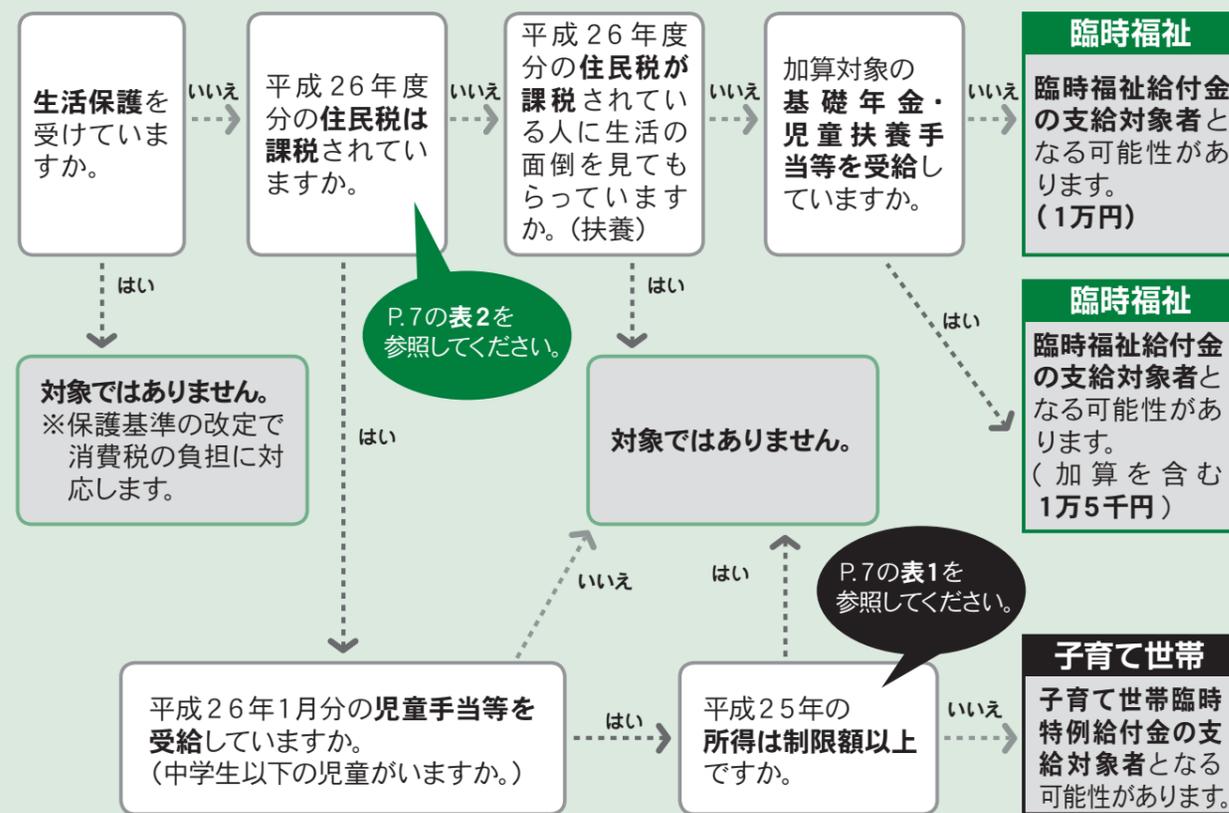
住民税が非課税の人に交付します。

※課税者に扶養されている人は除きます。

交付金額：住民税が課税されていない人1人につき10,000円※年金等の受給者には5,000円加算
申請期間：7月1日(火)～18日(金)

対象者判断チャート

給付の対象になるか判断できるチャートです。ぜひやってみてください。



※基準日は平成26年1月1日です。 ※詳しくは、町ホームページをご確認ください。